

施策・基本事業評価表

優先度:成果=中。財源=中。 ●人権同和教育課 人権・同和対策室 学校教育課

番号	施策名	施策の対象	施策の意図	区分	施策の成果指標(単位)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前期 目標値	24年度	28年度 (目標値)	評価	評価の判定理由と原因分析の説明	今後の取り組み等
5-6	人権・同和教育の推進	市民 市内企業および 団体職員	差別のない、人権 が守られる平等な 社会がつくられて いる。	成果	最近1年間に人権を傷つ けられたことがある市民 の割合	20.6	21.4	21.0	20.4	17.9	22.2	20.1	↓	19.7	↓	横ばい	21年度は一旦17.9%に下がったものの、22年度は22.2%になり、4.3ポイント高くなっていった。22年度からはわずかずつではあるが、減少傾向にあるが、24年度は19.7%で依然としておおむね2割の人が人権を傷つけられたと回答している。平成17年度から20%程度で推移している主な原因は、バブル崩壊以後、厳しさを増すばかりの経済情勢と思われる。弱い者が、より弱い者へ行う誹謗中傷。また、人間関係の希薄さ、さらには携帯電話やインターネットなどの情報通信関係によるものも影響していると思われる。まだまだ根強い偏見や差別意識が潜在していると思われる。	人権を傷つけた人と傷つけられた人の差が、8%ほどあるのが問題である。気付かずに人権を傷つけたケースの分析を行い、そのケースに応じた効果的な施策も検討する。今年度も、啓発や研修を中心に事業を行っていく。具体的には、同和問題人権啓発推進大会、人権を考える市民の集い、人権セミナー、人権映画上映会、広報ちくごへのシリーズ「いま人権同和教育は」の連載、事業所、企業等への研修を行う。さらに、本年度は、市民意識調査を計画しており、その結果分析を基に啓発事業や研修の内容、参加者の固定化防止策等、新たな方法を検討・実施して行く。
				成果	最近1年間に人権を傷つ けたことがある市民の割 合	14.0	15.1	15.2	15.0	13.6	13.3	12.0	↓	12.5	↓	横ばい	平成17年から19年までは、おおむね15%程度で推移していたが、平成21年度からは、13%程度で推移している。しかし、人権を傷つけられたことがある人の割合と傷つけたことがある人の割合の差が、17年から21年までは、5%程度で推移していたのが、ここ3年間は8%程度になっている。他の人の人権を傷つけたという認識が無く、傷つけている人が増加していることが問題である。	

番号	基本事業名称	基本事業の対象	基本事業の意図	区分	基本事業成果指標(単位)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前期 目標値	24年度	28年度 (目標値)	評価	評価の判定理由と原因分析の説明	今後の取り組み等
01	同和問題の解決	市民	啓発や相談体制 の充実などで、同 和問題を解決し、 生活実態が改善さ れている。	代替	市が主催する人権啓発事 業への参加者数(人)	1,013	1,293	1,075	1,108	1,123	1,272	1,408	1,200	1,352	1,600	横ばい	昨年より参加者数は4ポイント程度減少した。参加者数については、講師や講演内容に左右される面が大きいと思われる。また各大会へは毎回同じ団体に動員依頼しているため、同一人が重複して各大会に参加していると思われる。	本年度については、例年郵送による案内状送付という方法から、各団体の集い等に積極的に出向いて、直接チラシや案内状を配布する方法へと切り替える。また、近隣市町村や筑後市で過去に講演等を行っていない講師を中心に企画していき、新規参加者の開拓を図る。
				代替	同和問題に関する相談件 数(件)	-	7	15	10	1	0	1	3	0	-	横ばい	平成24年度の実績は、0件であった。相談がなかったとあって、差別がなくなったという認識には立てない。福岡市や久留米市で発生した差別落書き事件等にもみられるようにいつ顕在化するとも限らないので、引き続き充実した相談体制は必要である。	
02	市民への啓発の充実	市民 市内の企業およ び団体の職員	人権に対する正しい知識が身につ き、人権が尊重さ れている。	成果	最近1年間に人権につ いて学んだことのある市民 の割合(%)	45.8	47.4	46.6	44.3	40.3	43.2	42.3	↑	46.5	↑	横ばい	アンケート結果は4.2ポイントの増であるが、「ない」と答えた人が42.9%と依然として4割を超えている。この数字は、7年ほど変化がない。しかしながら、本、TV、映画などでは、内容的には「人権問題」に触れているものもある。そのような類についても受け手側に学ぶ意識があれば、数値的には増加することが考えられる。市民全体の人権感覚の底上げが必要である。	各種啓発事業への参加要請については、極力各団体の集い等に直接出向いて、案内を行う。企業等の人権学習の機会を拡大するため、企業訪問を行い、講師派遣の提案を行う。また、地域での講座等の開催回数を積極的に拡大、充実させることにより、人権学習の機会の提供に努める。また、本年度は、市民意識調査を計画しており、その分析結果を啓発事業の計画に反映させる。調査を実施すること自体でも意識向上を図る。